

資料1

新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について

平成25年7月10日
原子力規制庁

7月8日に施行された新規制基準に対し、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請等に対する審査については、次の通り進めることとする。

1. 基本的進め方

- 関西電力(株)大飯発電所3・4号機の現状評価に関する進め方を踏襲し、審査作業を進める。
- 地震・津波等に関する事項は島崎委員、プラントに関する事項は更田委員が担当し、原子力規制庁が事務局を務める。

2. 審査会合の実施

- 審査のため、担当委員出席の下、審査会合を開催することとする。(7月16日に最初の会合を開催する予定。)
- 審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開することとし、資料も原則公開とする。ただし、議事進行の妨げになるような発言をした傍聴者については退場を求め、次回以降の傍聴を認めない。また、議場が混乱するような事態が発生した場合には、以降の一般傍聴を行うかにつき、改めて検討する。
- 審査の過程において、メーカーからの意見を聞く場合や、担当委員の判断の下、外部専門家の意見を聞く場合がある。

3. ヒアリングの実施

- 審査会合に加え、申請書の記載内容に関する事実確認等を実施するため、ヒアリングを適宜実施する。
- ヒアリングについては議事概要を公開するとともに、資料も原則公開とする。ヒアリングにおける事業者とのやりとりに関して、誤解や認識のずれを避けるため、事業者等が作成した記録等については有効性がないことにつき、事業者に同意を求める。なお、事業者は、原子力規制庁が公開したヒアリングの議事概要について意見がある場合には、一定期間内に意見を申し出ることができることとする。

(参考)

7月8日に提出された申請

北海道電力(株)	泊発電所1・2号機(B)、泊発電所3号機(C)
関西電力(株)	高浜発電所3・4号機(C)、大飯発電所3・4号機(A)
四国電力(株)	伊方発電所3号機(A)
九州電力(株)	川内原子力発電所1・2号機(B)

※発電所名後の記号は、当面の規制庁内の担当審査チーム(A～C)を示す。